

# 徳島市景観計画

自然と歴史・文化を生かした  
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

## はじめに



徳島市長 原 秀樹

本市には吉野川をはじめ大小 138 の河川が流れており、水とともに発展してきた「水都」であるとともに、市の象徴ともいべき眉山に中心市街地が隣接しているなど、他都市には類を見ない景観が広がっています。

また、豊かな水と緑に調和して、古くからの歴史的・文化的景観も多く残るほか、県都として多数の都市機能が集積し、都市的景観を形成しています。

こうした本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本市では、「徳島市都市景観形成要綱」に基づき中心市街地で景観誘導を進めて

まいりましたが、近年、国において、都市部だけでなく農山村部も対象とした良好な景観形成の促進を目的とする景観法が制定されたことを受け、このたび、要綱に代わる市の全域を景観計画区域とする「徳島市景観計画」を策定しました。

本計画では、本市特有の自然やその上に築かれた歴史を踏まえながら、良好な景観を「まもること」と「創りだすこと」を理念として、「自然と歴史・文化を生かした水と緑と光の織り成す景観まちづくり」を目指し、周辺景観との調和やまち並みの連続性等に配慮した景観を形成するための基準を定めています。

また、特に眉山山麓周辺やひょうたん島周辺などの「重要な景観形成地域」については、より具体的な基準を設け、景観誘導を図ることとしています。

今後におきましても、市民や事業者の皆様との協働により、本計画と景観まちづくり条例の一体的な運用を図りながら、うるおいとやすらぎ、そして魅力をもった良好な景観形成を推進し、将来像として掲げる「心おどる水都・とくしま」の実現に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にご尽力いただきました市民会議委員の皆様をはじめ、さまざまな機会を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

# 目 次

## 第1章 景観計画策定の背景と目的

- |     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 1-1 | 景観計画策定の背景      | P1 |
|     | (1) 景観まちづくりの系譜 |    |
|     | (2) 景観計画策定の背景  |    |
| 1-2 | 景観計画策定の目的      | P2 |
|     | (1) 景観計画策定の目的  |    |
|     | (2) 景観計画の位置付け  |    |

## 第2章 景観構造と特性

- |     |                      |     |
|-----|----------------------|-----|
| 2-1 | 景観構造・特性              | P3  |
|     | (1) 大地の姿（都市の基本構造）    |     |
|     | (2) 都市の履歴（都市の基本骨格・軸） |     |
| 2-2 | 市民の目に映る景観            | P8  |
|     | (1) 校歌に歌われた景観        |     |
|     | (2) フォトコンテストで着目された景観 |     |
|     | (3) 大切にしていきたい景観や自然環境 |     |
| 2-3 | 景観構造とシンボル景観          | P10 |
| 2-4 | 重要な景観                | P11 |
|     | 景観形成における重要な景観        |     |
|     | 1) 都市の玄関としての景観       |     |
|     | 2) 道路景観              |     |
|     | 3) 歴史・文化景観           |     |
|     | 4) 水辺景観              |     |
|     | 5) 海岸景観              |     |

## 第3章 景観形成の理念・目標・基本方針

- |     |           |     |
|-----|-----------|-----|
| 3-1 | 景観計画区域    | P14 |
| 3-2 | 景観形成の理念   | P15 |
| 3-3 | 景観形成の目標   | P15 |
| 3-4 | 景観形成の基本方針 | P16 |

## 第4章 良好な景観形成に関する方針

- |     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 4-1 | 「眉山」、「吉野川」における景観形成方針       | P18 |
|     | (1) 「眉山」                   |     |
|     | (2) 「吉野川」                  |     |
| 4-2 | ゾーンごとの景観形成方針               | P20 |
|     | (1) 都心ゾーン                  |     |
|     | (2) 周辺市街地ゾーン               |     |
|     | (3) 田園集落ゾーン                |     |
|     | (4) 農山村集落ゾーン               |     |
| 4-3 | 重要な景観に関する景観形成方針            | P25 |
|     | (1) 重要な景観に関する景観形成方針        |     |
|     | 1) 都市の玄関としての景観             |     |
|     | 2) 道路景観                    |     |
|     | 3) 歴史・文化景観                 |     |
|     | 4) 水辺景観                    |     |
|     | 5) 海岸景観                    |     |
|     | (2) 重要な景観の代表的な場所に関する景観形成方針 |     |
|     | 1) 代表的な「都市の玄関としての景観」       |     |
|     | ① 徳島駅前周辺                   |     |
|     | ② 橋上から望む眉山                 |     |
|     | 2) 代表的な「道路景観」              |     |
|     | ① 新町橋通り周辺                  |     |
|     | 3) 代表的な「歴史・文化景観」           |     |
|     | ① 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）         |     |
|     | ② 徳島城跡周辺                   |     |
|     | 4) 代表的な「水辺景観」              |     |
|     | ① ひょうたん島沿岸周辺               |     |
|     | ② 新町川沿岸周辺                  |     |
|     | ③ 助任川沿岸周辺                  |     |
|     | 5) 代表的な「海岸景観」              |     |
|     | ① 大神子・小神子海岸周辺              |     |
|     | ② 小松海岸周辺                   |     |

## 第5章 行為の制限に関する事項

- 5 - 1 届出対象区域等 P36  
市全域および重要な景観形成地域
- 5 - 2 届出対象行為 P38
- (1) 市全域
  - (2) 重要な景観形成地域
    - 1) 代表的な「都市の玄関としての景観」
      - ① 眺望景観（吉野川大橋からの眉山眺望）
    - 2) 代表的な「道路景観」
      - ① 眺望景観（新町橋からの眉山眺望）
      - ② 新町橋通り周辺
    - 3) 代表的な「歴史・文化景観」
      - ① 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）
      - ② 徳島城跡周辺
    - 4) 代表的な「水辺景観」
      - ① ひょうたん島沿岸周辺
      - ② 新町川沿岸周辺
- 5 - 3 景観形成基準 P53
- (1) 市全域
  - (2) 重要な景観形成地域
    - 1) 代表的な「都市の玄関としての景観」
      - ① 眺望景観（吉野川大橋からの眉山眺望）
    - 2) 代表的な「道路景観」
      - ① 眺望景観（新町橋からの眉山眺望）
      - ② 新町橋通り周辺
    - 3) 代表的な「歴史・文化景観」
      - ① 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）
      - ② 徳島城跡周辺
    - 4) 代表的な「水辺景観」
      - ① ひょうたん島沿岸周辺
      - ② 新町川沿岸周辺

## 第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

- |     |                  |     |
|-----|------------------|-----|
| 6-1 | 景観重要建造物の指定の方針    | P63 |
| 6-2 | 景観重要樹木の指定の方針     | P63 |
| 6-3 | 景観重要建造物・樹木の指定の流れ | P63 |

## 第7章 屋外広告物の行為の制限に関する方針

- |     |                       |     |
|-----|-----------------------|-----|
| 7-1 | 屋外広告物の表示および設置に関する基本方針 | P64 |
|     | (1) 都心ゾーン             |     |
|     | (2) 周辺市街地ゾーン          |     |
|     | (3) 田園集落ゾーン           |     |
|     | (4) 農山村集落ゾーン          |     |

## 第8章 公共施設等の整備に関する方針

- |     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 8-1 | 公共施設の整備の方針              | P65 |
| 8-2 | 景観重要公共施設の指定の方針          | P66 |
|     | (1) 景観重要公共施設の指定の方針      |     |
|     | (2) 景観重要公共施設の指定の対象となるもの |     |
| 8-3 | 景観重要公共施設の整備の方針          | P67 |
|     | 景観重要公共施設の整備の方針          |     |
| 8-4 | 景観重要公共施設に関する許可基準の方針     | P68 |
|     | 景観重要公共施設の占用等の許可基準の方針    |     |

## 第9章 景観計画の推進に向けて

- |     |                      |     |
|-----|----------------------|-----|
| 9-1 | 市民・事業者・行政との協働の取り組み   | P69 |
|     | (1) 協働の景観まちづくり       |     |
|     | (2) それぞれの役割          |     |
| 9-2 | 景観まちづくりの推進と推進体制      | P72 |
|     | (1) 地域における景観まちづくりの推進 |     |
|     | (2) 景観まちづくりの推進体制     |     |
|     | (3) 景観まちづくりの支援制度     |     |
| 9-3 | 成長する景観計画             | P75 |
|     | (1) 成長する景観計画         |     |
|     | (2) 景観計画の追記・変更の手続    |     |
| 9-4 | 届出対象行為等と審査の流れ        | P77 |
|     | (1) 届出対象行為と特定届出対象行為  |     |
|     | (2) 審査の流れ            |     |

## 策定経緯